



厚生労働省神奈川労働局発表

平成26年8月28日

担
当

厚生労働省神奈川労働局
労働基準部監督課

監督課長 池内 伸好

監察監督官 疋崎 雅夫

電話 045 (211) 7351

FAX 045 (211) 7360

ソフトウェア業への労働時間等の自主点検結果について －約1/3の事業場において長時間労働が行われている状況－

厚生労働省神奈川労働局（局長 水野 知親）は、神奈川県内でソフトウェア業を営む事業場に対して、労働時間等に関する自主点検を実施した。

その結果、約20%の事業場で、時間外労働・休日労働又は長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導に関する事項について法令上の問題がみられた。

また、約32%の事業場において月260時間以上の労働を行った労働者が認められたほか、回答のあった事業場で働く労働者のうち、約23%の労働者が過去1年間に月80時間以上の時間外・休日労働を行っていたことが認められた。

神奈川労働局においては、引き続き、ソフトウェア業の事業場に対して過重労働による健康障害防止のための監督指導や労働時間等の設定の改善等に関する専門家である働き方・休み方改善コンサルタントによる助言・指導を実施するほか、今回の結果を踏まえ、一般社団法人神奈川県情報サービス産業協会に対し、労働時間等の改善に向けた協力要請を行った。

1 ソフトウェア業を営む835事業場に対し自主点検表を送付

神奈川県内でソフトウェア業を営む事業場から抽出した835事業場に対して、自主点検表を郵送し、労働時間等に関する自主点検の実施を要請した。このうち、62.0%の事業場（518事業場）から有効な回答があった。

2 20.1%の事業場で法令に違反する回答がみられた（別添 3(4)、(5)）

(1) 時間外労働・休日労働に関する労使協定に関する法令違反が認められたのは89事業場(17.2%)であった。

(2) 長時間労働を行った労働者に対する医師による面接指導に関する事項について法令違反がみられたのは21事業場(4.1%)であった。

3 長時間労働が行われた事業場は32%、長時間労働を行った労働者は23%であった。（別添 3(1)、(2)、(3)）

(1) 過去1年間における月間の労働時間が最も長い労働者の労働時間数に関する回答

によると、約 32%の事業場において月 260 時間以上の労働（概ね月 80 時間以上の時間外労働・休日労働を行った場合に相当すると考えられる。）を行った労働者が認められた（おおよそ 3 事業場に 1 事業場の割合で長時間労働が行われたことがあると認められる。）。

(2) 過去 1 年間における年間の労働時間が最も長い労働者の労働時間数に関する回答によると、約 23%の事業場において年間 2600 時間以上の労働（概ね月平均 45 時間以上の時間外労働・休日労働を行った場合に相当すると考えられる。）を行った労働者が認められた。

(3) 回答のあった事業場で働く労働者のうち、約 23%の労働者が過去 1 年間に月 80 時間以上の時間外・休日労働を行ったことがあったことが認められた（おおよそ 4 人に 1 人の割合で長時間労働が行ったことがあると認められる。）。

【神奈川県労働局】ソフトウェア業における労働条件の自主点検結果

1 自主点検対象

神奈川県内でソフトウェア業を行う事業場から抽出した 835 事業場。

2 自主点検回答状況

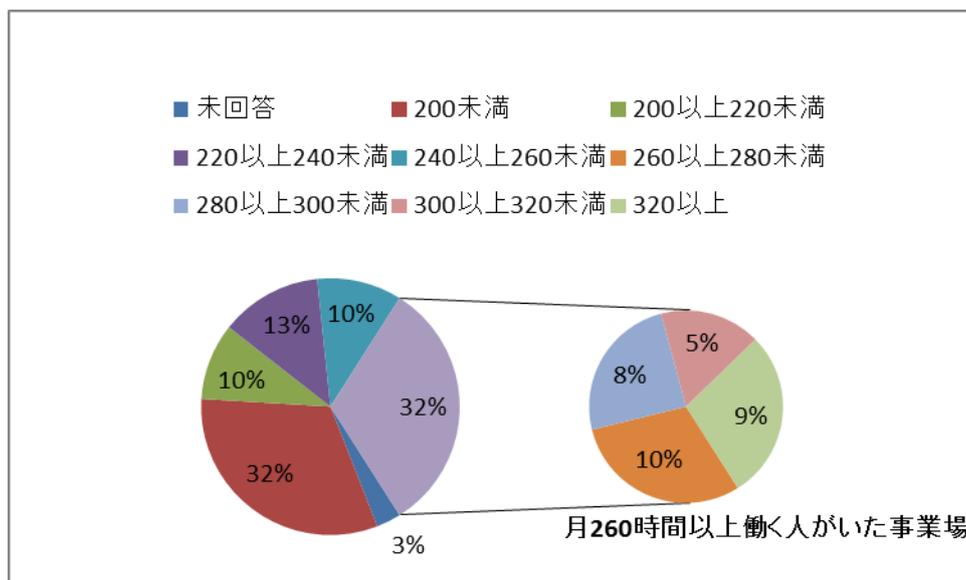
上記事業場に対し、神奈川県労働局より平成 26 年 5 月に、自主点検表を郵送した。

- ① 対象事業場数 835 事業場
- ② 返信数 518 事業場 (返信率 62.0%)

3 自主点検結果

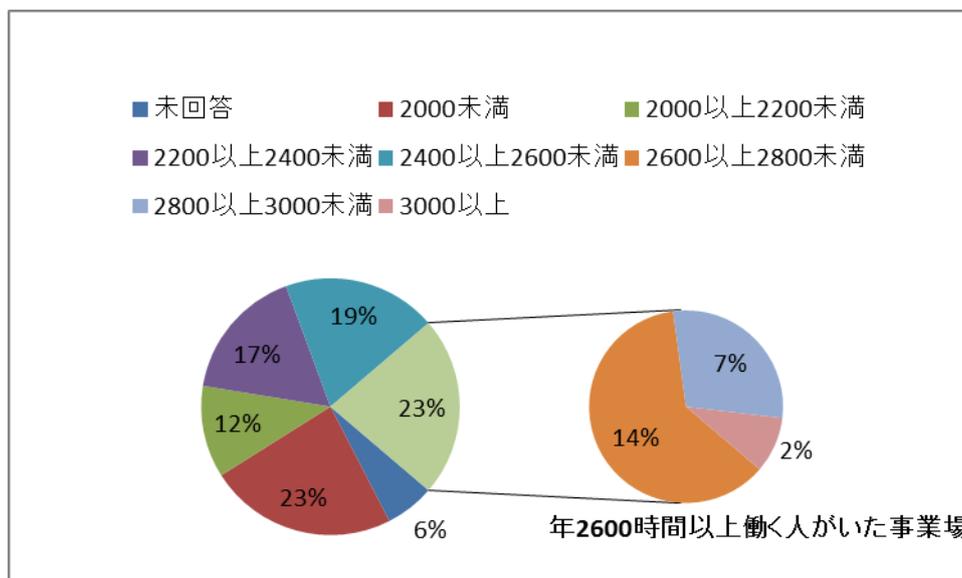
(1) 過去 1 年間における月間の労働時間が最も長い労働者の労働時間数の回答状況

月間 時間数	200 未満	200 以上 220 未満	220 以上 240 未満	240 以上 260 未満	260 以上 280 未満	280 以上 300 未満	300 以上 320 未満	320 以 上	未回 答	計
事業場 数	165	50	66	55	50	41	28	47	16	518



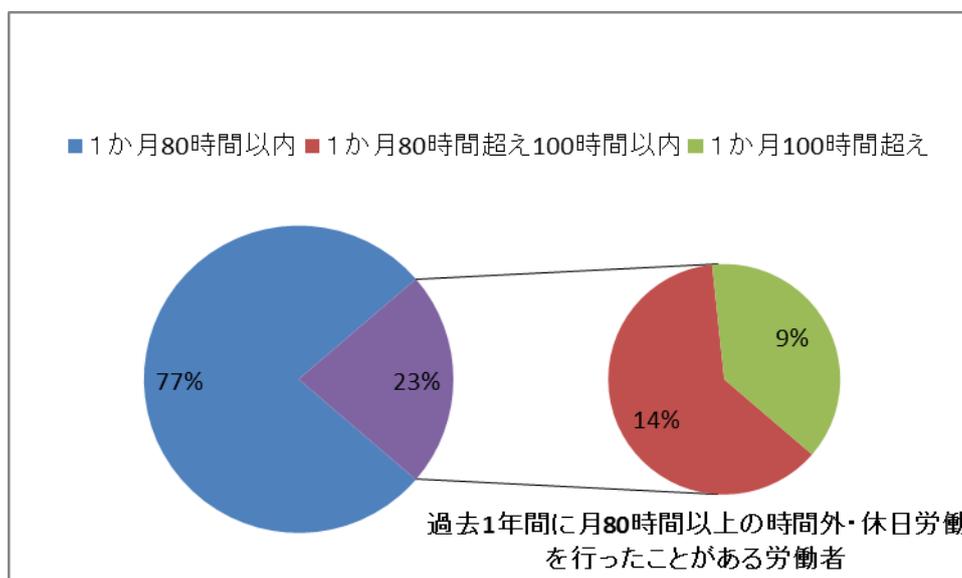
(2) 過去1年間における年間の労働時間が最も長い労働者の労働時間数の回答状況

年間時間数	2000未満	2000以上2200未満	2200以上2400未満	2400以上2600未満	2600以上2800未満	2800以上3000未満	3000以上	未回答	計
事業場数	122	60	87	100	72	34	11	32	518



(3) 過去1年間における時間外・休日労働の実績人数の回答状況

月間時間数	1か月80時間以内	1か月80時間超え100時間以内	1か月100時間超え	回答事業場の労働者計
労働者数	34813	6319	3871	45003



(4) 時間外労働・休日労働に関する労使協定に係る回答状況

	該当者がいない	協定を届け出 ていない	協定を届け出ている		未回答	計
			協定の範囲内	協定の限度超		
事業場数	43	9	385	80	1	518

労働基準法違反が認められたのは、労使協定を届け出していない事業場と労使協定で定めた限度を超えている事業場の合計 89 事業場 (17.2%)。

※ 時間外労働・休日労働を行わせる場合には、労使協定を締結し、この協定の範囲で行わせることが必要である。

(5) 月 100 時間を超えて時間外労働・休日労働を行った労働者であって、かつ、申出のあった労働者に対する医師による面接指導に関する回答状況

	該当者がいない	面接指導を実施している	面接指導を実施していない	未回答	計
事業場数	334	162	21	1	518

労働安全衛生法違反が認められたのは、面接指導を実施していない事業場 21 事業場 (4.1%)。

※ 月 100 時間を超えて時間外労働・休日労働を行った労働者であって、かつ、申出のあった労働者に対しては医師による面接指導を行うことが必要である。

(6) 年次有給休暇の取得率に関する回答状況

	未回答	30%未満	30%以上 40%未満	40%以上 50%未満	50%以上 60%未満	60%以上 70%未満	70%以上 80%未満	80%以上 90%未満	90%以上	計
		事業場数	12	31	38	75	98	101	94	

